

夏 期 空 調 契 約

(選 択 約 款)

2026 年 7 月 1 日実施

大 牟 田 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

	頁
1. 目 的	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結	1
5. 使用量の算定	2
6. 料 金	2
7. その他	2

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

- (1) 「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し 3.6 を乗じた値をいいます（小数点以下切捨て）。但し 1 立方メートル未満の場合は 1 立方メートルとします。
- (2) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3) 「冬期」とは、12 月使用分（11 月検針日の翌日から 12 月検針日まで）から、3 月使用分（2 月検針日の翌日から 3 月検針日まで）までの 4 か月間をいい、「その他期」とは、4 月使用分（3 月検針日の翌日から 4 月検針日まで）から、11 月使用分（10 月検針日の翌日から 11 月検針日まで）までの 8 か月間をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
なお、
- (6) 「単位料金」とは、基準単位料金または一般ガス供給約款に定める調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

使用者が、空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

4. 契約の締結

- (1) 使用者は、適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約 1 種、または空調夏期契約 2 種のいずれかを契約していただきます。
- (2) 使用者は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
新たにガスの使用を開始した場合は、この選択約款に基づくガス需給契約によるガスの使用開始日（以下「ガスの使用開始日」といいます。）から同日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）契約を継続していただきます。
- (4) 本契約の最低利用期間満了前に解約または供給約款に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別

の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。

(5) 当社は、本契約の最低利用期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別または他の選択約款（供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

(6) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、(1)にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

5. 使用量の算定

契約最大使用量をガスメーターの能力値としなかった場合は、負荷計測器により最大使用量を算定いたします（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします）。

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

6. 料 金

(1) 当社は、「その他期」については、空調夏期契約1種には別表の料金表1を、空調夏期契約2種には別表の料金表2を適用して、一般ガス供給約款の定める計算方法を適用して、早収料金をまたは遅収料金を算定し、「冬期」については、一般ガス供給約款に定める料金の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定します。

7. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

実施の期日

本選択約款は、2026年7月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表1 空調夏期契約1種に適用いたします。

料金表2 空調夏期契約2種に適用いたします。

2. 料金表 1

(1) 定額基本料金 46 ヶジュール

1 ヵ月およびガスメーター 1 個につき	5 7 2 0 0 . 0 0 円
----------------------	-------------------

(2) 流量基本料金単価

46 カギジュール 1立方メートルにつき	775.43円
----------------------	---------

(3) 基準單位料金

46 ガジール 1立方メートルにつき	90.35円
--------------------	--------

3. 料金表 2

(1) 定額基本料金 46 ヲカヅィュール

1カ月およびガスメーター1個につき	13,970.00円
-------------------	------------

(2) 流量基本料金単価

46 カジール 1立方メートルにつき	706.08円
--------------------	---------

(3) 基準単位料金

46 ガジュール 1立方メートルにつき	112.51円
---------------------	---------